

一般財団法人長野県林業労働財団情報公開規程（経営状況資料等公開用）

平成14年3月27日制定

（趣旨）

第1条 この規定は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）

33条に基づき、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）が行う情報公開に実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象文書）

第2条 情報公開の対象とする文書（以下「対象文書」という。）は財団の次の各号に掲げる文書とする。

〔別記参照〕

（公開申出）

第3条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対して対象文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）をすることができる。

2 公開申出は、公開申出書（別記様式）を財団に提出して行うものとする。

（公開の実施）

第4条 財団は、公開申出があったときは、速やかに次の各号に定めるところにより、公開申出者に対し、公開申出に係る文書を公開するものとする。

（1） 公開の場所 財団

（2） 公開の日時 財団の休日以外の日の午前8時30分から午後5時まで

2 文書の公開は、文書の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

（費用の負担）

第5条 前条第2項の規定により文書の写しの交付を受けるものは、その費用として、複写1枚につき20円を負担するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第6条 財団は県民が対象文書を容易に閲覧することができるよう、対象文書の写しを長野県行政情報センターに資料提供をするとともに、財団のホームページ等を活用し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（補足）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年3月27日から施行し、平成13年度以降の事業年度に係る財務諸表について適用する。

別記 対象文書

公 開 提 供 文 書		公 開 期 間
寄付行為	最新状態	最新状態
評議員名簿	同上	同上
役員名簿	同上	同上
事業報告書	平成13年度事業年度以降	総会承認以降5年間
収支計算書	同上	同上
正味財産増減計算書	同上	同上
貸借対照表	同上	同上
財産目録	同上	同上
事業計画書	平成14年度事業年度以降	総会承認以降次年度分提供まで
収支予算書	同上	同上